

## 深浦町飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、深浦町飲食店感染防止対策認証制度の認証取得を促進するため、認証取得に必要な環境整備や、より適切な感染防止対策を講じるために取り組む環境整備に要する経費について、予算の範囲内において、飲食業を営む事業者に対し、深浦町飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深浦町内に店舗を置き、飲食業を営む法人又は個人事業主
- (2) 現に事業を営み、補助金交付後においても、事業継続と店舗の衛生管理を十分図る意思のある者
- (3) 「深浦町飲食店感染防止対策認証店舗」の認証を受けた者

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次のとおりとする。

- (1) パーティション・アクリル板
- (2) 消毒液自動噴霧器・消毒液ボトル設置台
- (3) 二酸化炭素濃度測定器
- (4) 非接触型体温計
- (5) 加湿器
- (6) 非接触型水栓
- (7) 換気機能付エアコン
- (8) 換気設備
- (9) その他新型コロナウイルス感染防止対策に有効なものとして町長が適当と認

めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1店舗につき、補助対象経費の実支出額又は10万円のいずれか低い額とする。

(申請書等)

第5条 補助金を受けようとする者は、交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

(1) 補助事業実績報告書(様式第2号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付決定及び額の確定通知を行い、速やかに交付決定兼確定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 町長は前条の規定による交付の決定及び額の確定を行ったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(事業内容の変更)

第8条 第5条の規定により提出した書類の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出して、その承認を受けることとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。